

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成24年4月24日提出
【計算期間】	第18計算期間 （自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日）
【ファンド名】	財形株投（年金・住宅財形30）
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	長谷川 英男
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】	03-5695-2111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 内外の公社債への投資により安定収益の確保をはかるとともに、わが国の株式部分については東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果をめざして、全体として安定運用を行ないます。

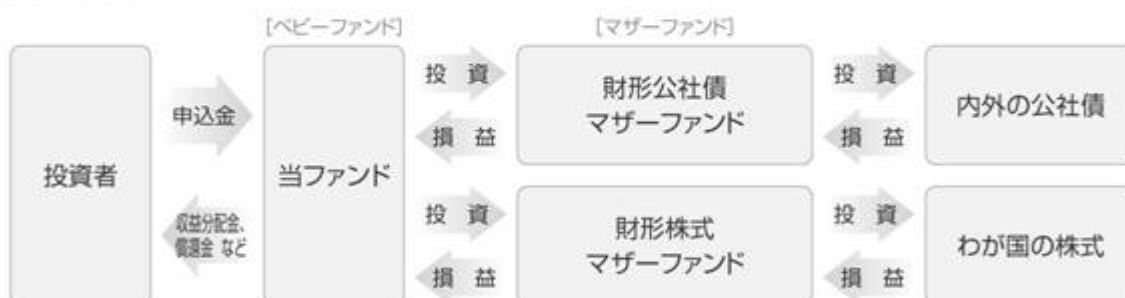
※東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所の第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、市場全体の株価の変動をとらえようとするものです。

- わが国の株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、ベビーファンドから内外の公社債およびわが国の株式への直接投資を行なうことができますものとしします。



2 当ファンドは、財形貯蓄制度を利用する勤労者のみなさま専用のファンドです。勤労者財産形成年金貯蓄（年金財形）または勤労者財産形成住宅貯蓄（住宅財形）を利用する場合に投資できます。

- 積立てた資金を原資としての年金の受取りや、住宅の購入・増改築資金作りのための非課税優遇貯蓄です。55歳未満の勤労者の方であれば購入することができます。
- 積立投資専用のファンドです。積立ては、原則として5年以上とします。

3

原則として、毎年2月1日に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

なお、2月1日または2月2日のいずれかが委託会社の休業日にあたる場合には、2月1日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、1日に最も近い日を決算日とします。

〈分配方針〉

①分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成6年2月4日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



（注）収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款

の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（平成24年2月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券および財形株式マザーファンド受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

主として財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保をはかり、主として財形株式マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。

財形株式マザーファンド受益証券および株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

(2) 【投資対象】

① 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された財形公社債マザーファンドの受益証券および財形株式マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前12.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書および前7.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前5.までの証券および前7.の証券のうち前2.から前5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

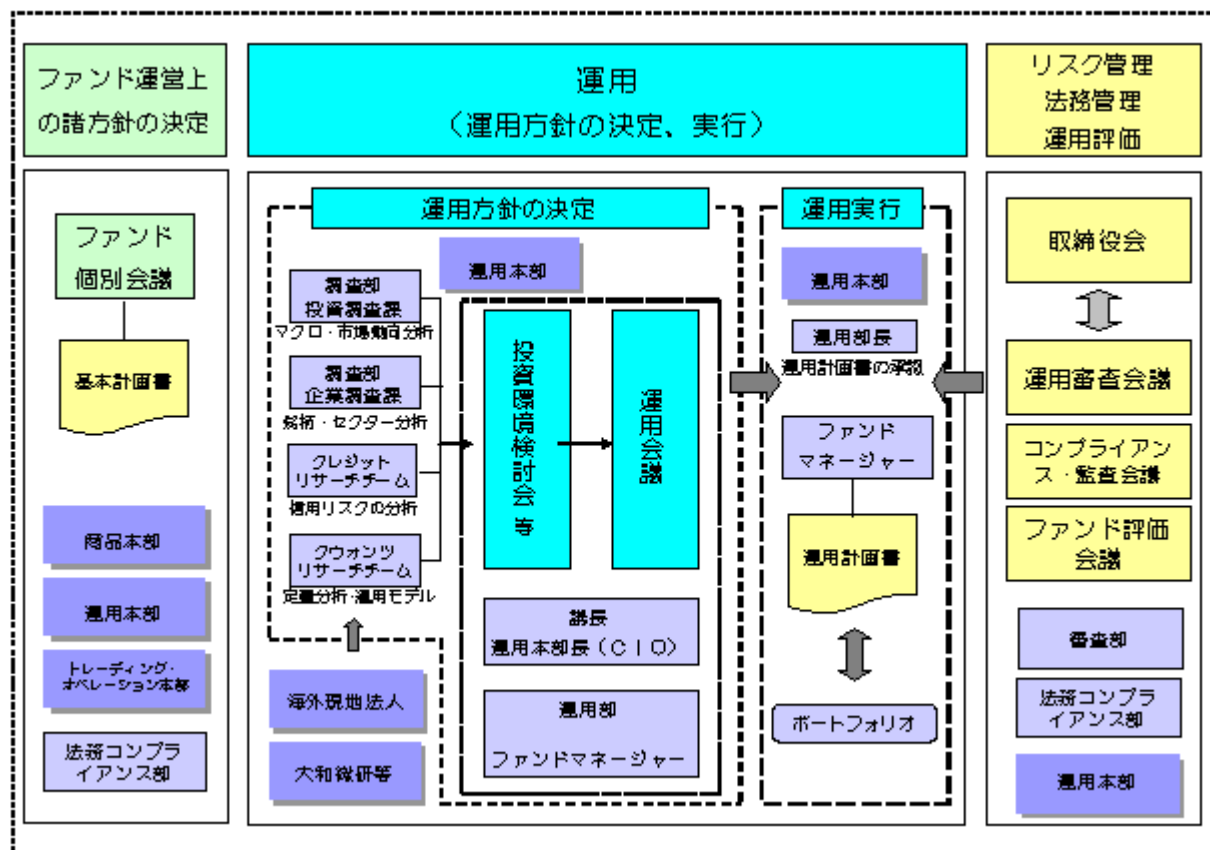
② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成24年2月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、利息等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象額から、原則として、利息等収益を中心に安定的に分配します。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① 株式等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、財形株式マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総

額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 投資する株式等の範囲（信託約款）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引（登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

④ 同一銘柄の株式等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と財形株式マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形株式マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形株式マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)②の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦ スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と財形公社債マザーファンドおよび財形株式マザーファンド（以下本ハ. において「マザーファンド」といいます。）の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨ 有価証券の貸付け（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相

当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ、委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と、財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ロ、前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に、財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬ 資金の借入れ（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ、一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考>マザーファンドの概要

1. 財形公社債マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

主として内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と

みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券で、前1.から前5.までの証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

10. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.から前4.までの証券および前6.の証券のうち前1.から前4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

2. 財形株式マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

東京証券取引所第一部上場株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果をめざします。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

信託財産の効率的な運用に資するため、および有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいま

すよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

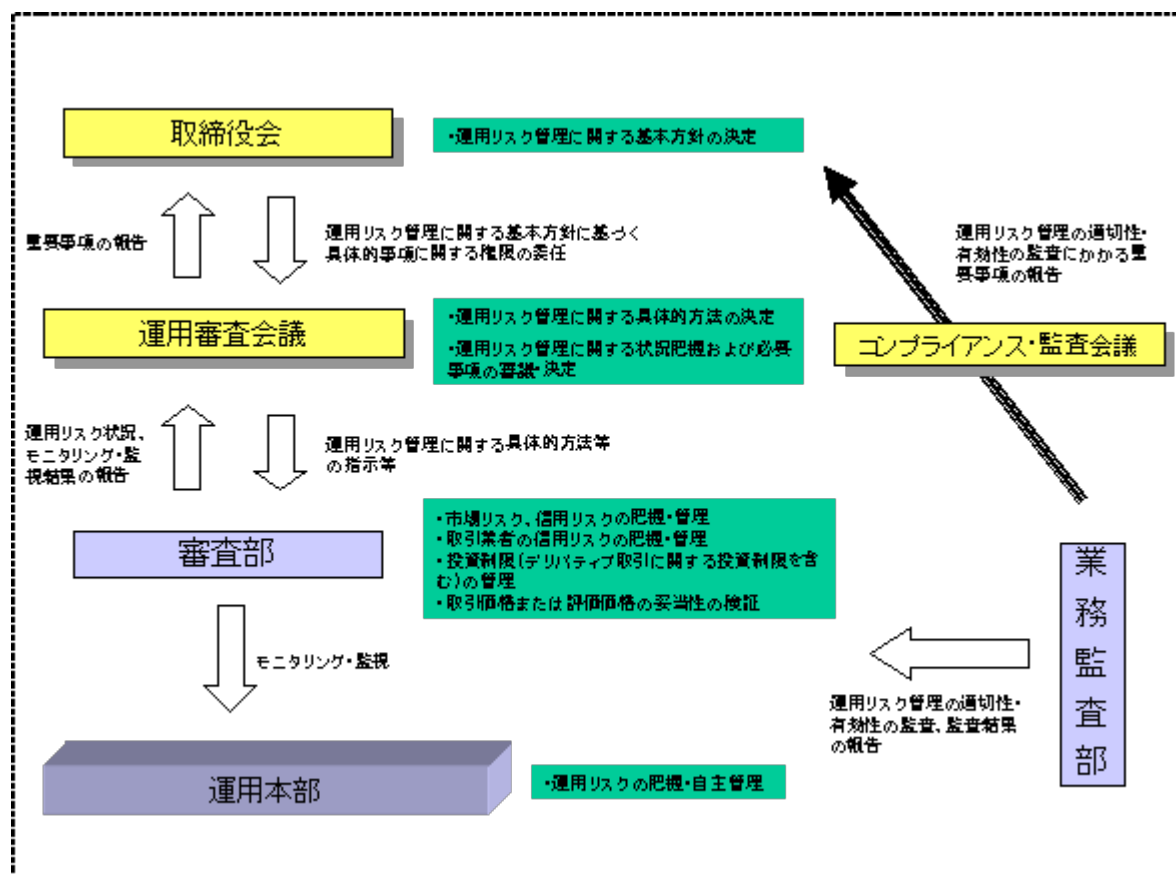
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.5435%（税抜1.47%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.347655% （税抜0.3311%）	年率1.117095% （税抜1.0639%）	年率0.07875% （税抜0.075%）

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約金および償還時の個別元本の金額を超える部分の金額には非課税の特典により税金はかかりません。ただし、積立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（年金財形・住宅財形の合計で550万円）を超える場合には、非課税の特典を失い、下記の取扱いとなります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本の金額を超える部分の金額については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。

なお、年金の受取り・住宅の取得等以外の目的で一部解約の実行を請求する場合には、非課税の特典を失い、その事実の生じた日前5年以内に支払われた収益分配金については、その事実が生じた日において、その収益分配金の支払いがあったものとみなして、追徴課税が行われますことをご留意下さい。税率は、その事実が生じた日が平成24年12月31日以前であれば20%（所得税15%および地方税5%）、平成25年1月1日以後であれば20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、平成24年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	467,688,730	94.04
内 日本	467,688,730	94.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	29,659,197	5.96
純資産総額	497,347,927	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成24年2月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	財形公社債マザーファンド	日本	親投資信託受 益証券	253,394,244 323,461,274	1.2765	1.2775 323,711,146	65.09
2	財形株式マザーファンド	日本	親投資信託受 益証券	212,418,980 130,552,744	0.6146	0.6778 143,977,584	28.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	94.04%
合計	94.04%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第9計算期間末 (平成15年2月3日)	343,936,561	344,134,631	0.8682	0.8687
第10計算期間末 (平成16年2月2日)	376,120,648	376,324,766	0.9213	0.9218
第11計算期間末 (平成17年2月1日)	406,535,808	406,753,313	0.9345	0.9350
第12計算期間末 (平成18年2月1日)	464,266,628	464,491,014	1.0345	1.0350
第13計算期間末 (平成19年2月1日)	493,550,319	493,788,355	1.0367	1.0372
第14計算期間末 (平成20年2月4日)	470,397,240	470,639,612	0.9704	0.9709
第15計算期間末 (平成21年2月2日)	425,830,025	425,830,025	0.8380	0.8380
第16計算期間末 (平成22年2月1日)	478,042,282	478,042,282	0.8752	0.8752
第17計算期間末 (平成23年2月1日)	501,578,632	501,578,632	0.8733	0.8733
平成23年2月末日	503,867,954	—	0.8821	—
3月末日	493,440,791	—	0.8642	—
4月末日	489,316,843	—	0.8583	—
5月末日	483,138,773	—	0.8539	—
6月末日	493,284,067	—	0.8563	—
7月末日	492,527,535	—	0.8530	—
8月末日	479,185,580	—	0.8319	—
9月末日	481,194,000	—	0.8307	—
10月末日	477,144,097	—	0.8305	—
11月末日	472,201,502	—	0.8185	—
12月末日	479,360,721	—	0.8182	—
平成24年1月末日	481,465,150	—	0.8258	—
第18計算期間末 (平成24年2月1日)	481,912,061	481,912,061	0.8266	0.8266
2月末日	497,347,927	—	0.8500	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第9計算期間	0.0005
第10計算期間	0.0005
第11計算期間	0.0005
第12計算期間	0.0005
第13計算期間	0.0005

第14計算期間	0.0005
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第9計算期間	△3.8
第10計算期間	6.2
第11計算期間	1.5
第12計算期間	10.8
第13計算期間	0.3
第14計算期間	△6.3
第15計算期間	△13.6
第16計算期間	4.4
第17計算期間	△0.2
第18計算期間	△5.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第9計算期間	75,634,568	62,414,596
第10計算期間	68,534,706	56,438,100
第11計算期間	70,181,376	43,407,963
第12計算期間	71,752,172	57,989,421
第13計算期間	77,605,449	50,304,646
第14計算期間	85,483,587	76,811,442
第15計算期間	83,746,265	60,314,866
第16計算期間	75,552,755	37,527,979
第17計算期間	72,015,919	43,878,831
第18計算期間	67,989,496	59,301,069

(参考) 財形公社債マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		981,737,400	94.39
	内 日本	981,737,400	94.39
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		58,341,107	5.61
純資産総額		1,040,078,507	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成24年2月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	7 0 5 年国債	日本	国債証券	200,000,000	100.75 201,514,000	100.72 101,444,000	0.800000 2013/03/20	19.37
2	8 4 5 年国債	日本	国債証券	140,000,000	101.29 141,815,800	101.34 141,888,600	0.700000 2014/06/20	13.64
3	8 5 5 年国債	日本	国債証券	120,000,000	101.39 121,674,000	101.47 121,765,200	0.700000 2014/09/20	11.71
4	8 7 5 年国債	日本	国債証券	120,000,000	100.90 121,089,400	101.03 121,236,000	0.500000 2014/12/20	11.66
5	7 3 5 年国債	日本	国債証券	100,000,000	101.61 101,610,000	101.54 101,543,000	1.300000 2013/06/20	9.76
6	8 1 5 年国債	日本	国債証券	100,000,000	101.40 101,402,000	101.41 101,415,000	0.800000 2014/03/20	9.75
7	7 9 5 年国債	日本	国債証券	100,000,000	101.07 101,071,000	101.06 101,065,000	0.700000 2013/12/20	9.72
8	7 5 5 年国債	日本	国債証券	90,000,000	101.58 91,424,700	101.53 91,380,600	1.100000 2013/09/20	8.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.39%
合計	94.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 財形株式マザーファンド

(1) 投資状況（平成24年2月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

株式		696,012,940	97.44
	内 日本	696,012,940	97.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,253,752	2.56
純資産総額		714,266,692	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		16,670,000	2.33
	内 日本	16,670,000	2.33

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（平成24年2月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、 口数 または 額 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	7,700	2,855.00 21,983,500	3,355.00 25,833,500	3.62
2	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	43,700	359.00 15,688,300	420.00 18,354,000	2.57
3	本田技研	日本	株式	輸送用機器	5,000	2,674.00 13,370,000	3,095.00 15,475,000	2.17
4	キャノン	日本	株式	電気機器	3,600	3,270.00 11,772,000	3,680.00 13,248,000	1.85
5	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	4,400	2,453.00 10,793,200	2,757.00 12,130,800	1.70
6	みずほフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	73,900	116.00 8,572,400	136.00 10,050,400	1.41
7	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	2,600	3,830.00 9,958,000	3,835.00 9,971,000	1.40
8	ファナック	日本	株式	電気機器	600	12,670.00 7,602,000	14,730.00 8,838,000	1.24
9	三菱商事	日本	株式	卸売業	4,300	1,722.00 7,404,600	1,991.00 8,561,300	1.20
10	武田薬品	日本	株式	医薬品	2,300	3,295.00 7,578,500	3,670.00 8,441,000	1.18
11	小松製作所	日本	株式	機械	3,000	2,127.00 6,381,000	2,422.00 7,266,000	1.02
12	三井物産	日本	株式	卸売業	5,000	1,298.00 6,490,000	1,399.00 6,995,000	0.98

13	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	2,700	2,139.00 5,775,300	2,421.00 6,536,700	0.92
14	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	47	135,300.00 6,359,100	138,800.00 6,523,600	0.91
15	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	15	373,000.00 5,595,000	432,000.00 6,480,000	0.91
16	ソニー	日本	株式	電気機器	3,700	1,364.00 5,046,800	1,737.00 6,426,900	0.90
17	日立	日本	株式	電気機器	13,000	407.00 5,291,000	473.00 6,149,000	0.86
18	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	7,300	728.00 5,314,400	832.00 6,073,600	0.85
19	三菱地所	日本	株式	不動産業	4,000	1,249.00 4,996,000	1,470.00 5,880,000	0.82
20	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	1,000	4,830.00 4,830,000	5,210.00 5,210,000	0.73
21	セブン&アイ・HLDGS	日本	株式	小売業	2,300	2,158.00 4,963,400	2,246.00 5,165,800	0.72
22	パナソニック	日本	株式	電気機器	6,800	617.00 4,195,600	759.00 5,161,200	0.72
23	東京海上HD	日本	株式	保険業	2,200	1,941.00 4,270,200	2,245.00 4,939,000	0.69
24	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品先物取引業	12,900	280.00 3,612,000	375.00 4,837,500	0.68
25	信越化学	日本	株式	化学	1,100	4,010.00 4,411,000	4,355.00 4,790,500	0.67
26	KDDI	日本	株式	情報・通信業	9	484,500.00 4,360,500	516,000.00 4,644,000	0.65
27	東芝	日本	株式	電気機器	13,000	319.00 4,147,000	356.00 4,628,000	0.65
28	三井不動産	日本	株式	不動産業	3,000	1,268.00 3,804,000	1,542.00 4,626,000	0.65
29	国際石油開発帝石	日本	株式	鉱業	8	518,000.00 4,144,000	577,000.00 4,616,000	0.65
30	三菱電機	日本	株式	電気機器	6,000	682.00 4,092,000	729.00 4,374,000	0.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.44%
合計	97.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.18%
鉱業	0.70%
建設業	2.37%

食料品	3.61%
繊維製品	0.78%
パルプ・紙	0.35%
化学	6.14%
医薬品	4.35%
石油・石炭製品	0.86%
ゴム製品	0.82%
ガラス・土石製品	1.13%
鉄鋼	1.67%
非鉄金属	1.35%
金属製品	0.65%
機械	5.31%
電気機器	12.83%
輸送用機器	10.13%
精密機器	1.38%
その他製品	1.74%
電気・ガス業	2.89%
陸運業	3.80%
海運業	0.42%
空運業	0.28%
倉庫・運輸関連業	0.27%
情報・通信業	5.87%
卸売業	5.37%
小売業	3.92%
銀行業	9.48%
証券、商品先物取引業	1.30%
保険業	2.33%
その他金融業	0.86%
不動産業	2.44%
サービス業	1.87%
合計	97.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物 2012年3月	買建	2	15,140,000	16,670,000	2.33%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

[次へ](#)

(参考情報)

2012年2月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	8,500円
純資産総額	4.9億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	2.9%
3カ月間	3.8%
6カ月間	2.2%
1年間	-3.6%
3年間	2.1%
5年間	-18.0%
設定来	-14.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 65円

決算期	第7期 01年2月	第8期 02年2月	第9期 03年2月	第10期 04年2月	第11期 05年2月	第12期 06年2月	第13期 07年2月	第14期 08年2月	第15期 09年2月	第16期 10年2月	第17期 11年2月	第18期 12年2月
分配金	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値	株式東証33業種別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	業種名	比率
国内債券	8	61.4%	直接利回り(%)	電気機器	3.7%	トヨタ自動車	輸送用機器	1.0%
国内株式・先物	579	28.9%	最終利回り(%)	輸送用機器	2.9%	三菱UFJフィナンシャルG	銀行業	0.7%
			修正デュレーション	銀行業	2.7%	TOPIX先物 2403月	-	0.7%
コール・ローン、その他	10.4%		残存年数	化学	1.8%	本田技研	輸送用機器	0.6%
合計	587	-	債券格付別構成	情報・通信業	1.7%	キヤノン	電気機器	0.5%
			比率	卸売業	1.6%	三井住友フィナンシャルG	銀行業	0.5%
株式 市場・上場別構成	比率	AAA	-	機械	1.5%	みずほフィナンシャルG	銀行業	0.4%
一部(東証・大証・名証)	28.2%	AA	100.0%	医薬品	1.3%	日本電信電話	情報・通信業	0.4%
二部(東証・大証・名証)	-	A	-	小売業	1.1%	ファナック	電気機器	0.4%
新興市場他	-	BBB	-	その他	9.9%	三菱商事	卸売業	0.3%
その他	-	BB	-					
合計	28.2%	合計	100.0%	合計	28.2%	合計		5.6%

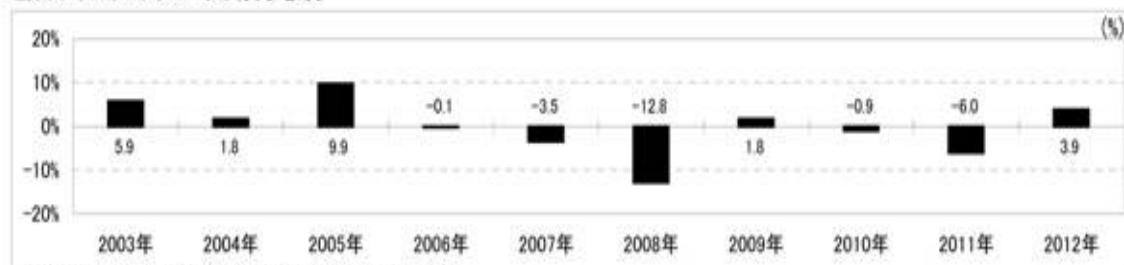
※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2012年は2月29日までの騰落率を表しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、事業主を通じて、販売会社取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1,000円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、原則として給与天引きで販売会社に支払うものとします。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

なお、当ファンドにおいては、お買付申込受付日は、別に定める契約に定める日とします。

収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

イ. 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

ロ. 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

<年金財形および住宅財形にかかる当ファンドの換金の取扱い>

1. 年金財形の場合

年金財形については、年金の受取目的以外の換金は原則として認められません。

年金の受取りを目的として解約請求する場合には、解約代金（受取年金）に対して税金はかかりません（積立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（住宅財形との合計で550万円）以下である場合にかぎられます。）。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額とします。

年金の受取以外の目的で解約請求する場合には、非課税の特典を失い、年金財形口座が全部解約となります。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税が差引かれるほか、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対して追徴課税されます。

2. 住宅財形の場合

住宅財形については、住宅の取得等の費用にあてる場合以外の換金は原則としてできません。

住宅の取得等を目的として解約請求する場合には、解約代金に対して税金はかかりません（積立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（年金財形との合計で550万円）以下である場合にかぎられます。）。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額とします。

住宅の取得等以外の目的で解約請求する場合には、非課税の特典を失い、住宅財形口座が全部解約となります。この場合の1万口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税が差引かれるほか、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対して追徴課税されます。

（※）換金時の費用や税金については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（※）くわしくはお勤め先の事務局等でご確認下さい。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・東京証券取引所第一部上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・東京証券取引所第一部上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・内外の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。

上記にかかわらず、上記による各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日である場合には、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）及び第18期計算期間（平成23年2月2日から平成24年2月1日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

財形株投（年金・住宅財形30）

財形株投（年金・住宅財形30）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 平成23年2月1日現在	第18期 平成24年2月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,910,426	29,653,615
親投資信託受益証券	471,443,412	455,975,896
流動資産合計	505,353,838	485,629,511
資産合計	505,353,838	485,629,511
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	191,918	188,992
未払委託者報酬	3,570,517	3,515,956
その他未払費用	12,771	12,502
流動負債合計	3,775,206	3,717,450
負債合計	3,775,206	3,717,450
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 574,339,251	※ 1 583,027,678
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △72,760,619	※ 2 △101,115,617
（分配準備積立金）	21,522,725	19,408,440
元本等合計	501,578,632	481,912,061
純資産合計	501,578,632	481,912,061
負債純資産合計	505,353,838	485,629,511

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第17期 自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	第18期 自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
営業収益		
受取利息	24,140	17,874
有価証券売買等損益	6,723,893	△19,167,516
営業収益合計	6,748,033	△19,149,642
営業費用		
受託者報酬	381,542	381,034
委託者報酬	7,098,171	7,088,686
その他費用	25,255	25,219
営業費用合計	7,504,968	7,494,939
営業損失（△）	△756,935	△26,644,581
経常損失（△）	△756,935	△26,644,581
当期純損失（△）	△756,935	△26,644,581
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△111,533	△1,610,128
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△68,159,881	△72,760,619
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,483,245	7,577,995
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,483,245	7,577,995
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,438,581	10,898,540
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,438,581	10,898,540
分配金	※ 1 —	※ 1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△72,760,619	△101,115,617

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第17期 自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	第18期 自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第17期 平成23年2月1日現在	第18期 平成24年2月1日現在
1. ※1 期首元本額	546,202,163円	574,339,251円
期中追加設定元本額	72,015,919円	67,989,496円
期中一部解約元本額	43,878,831円	59,301,069円
2. 計算期間末日における受益権の総数	574,339,251口	583,027,678口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は72,760,619円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は101,115,617円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第17期 自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	第18期 自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（56,257,795円）及び分配準備積立金（21,522,725円）より分配対象額は77,780,520円（1万口当たり1,354.26円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（59,548,707円）及び分配準備積立金（19,408,440円）より分配対象額は78,957,147円（1万口当たり1,354.26円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第17期 自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	第18期 自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
-----	------------------------------------	------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第17期 平成23年2月1日現在	第18期 平成24年2月1日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（追加情報）

第17期 自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	第18期 自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
第17期計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第17期 平成23年2月1日現在	第18期 平成24年2月1日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,789,485	△18,478,413
合計	5,789,485	△18,478,413

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第17期 平成23年2月1日現在	第18期 平成24年2月1日現在
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第17期 自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	第18期 自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第17期 平成23年2月1日現在	第18期 平成24年2月1日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8733円 (8,733円)	0.8266円 (8,266円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1） 株式

該当事項はありません。

（2） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	249,480,043	318,461,274	
	財形株式マザーファンド	223,746,539	137,514,622	
親投資信託受益証券 合計		473,226,582	455,975,896	
合計		473,226,582	455,975,896	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「財形公社債マザーファンド」受益証券及び「財形株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「財形公社債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年2月1日現在 金 額（円）	平成24年2月1日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	55,156,768	57,990,490
国債証券	998,662,070	961,395,500
未収利息	2,365,040	1,893,385
前払費用	125,177	68,712
流動資産合計	1,056,309,055	1,021,348,087
資産合計	1,056,309,055	1,021,348,087
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	830,725,356	800,085,897
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	225,583,699	221,262,190
元本等合計	1,056,309,055	1,021,348,087
純資産合計	1,056,309,055	1,021,348,087
負債純資産合計	1,056,309,055	1,021,348,087

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	805,542,917円	830,725,356円
同期中における追加設定元本額	54,308,126円	34,560,537円
同期中における一部解約元本額	29,125,687円	65,199,996円
同期末における元本の内訳 ファンド名		

財形株投（一般財形50）	320,073,363円	300,832,960円
財形株投（一般財形30）	252,131,380円	249,772,894円
財形株投（年金・住宅財形30）	258,520,613円	249,480,043円
計	830,725,356円	800,085,897円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	830,725,356口	800,085,897口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
--	---	------------------------------

(追加情報)

自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
本報告書における開示対象ファンドの当計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	△6,327,930	△2,767,300
合計	△6,327,930	△2,767,300

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで、及び平成23年2月2日から平成24年2月1日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2716円 (12,716円)	1.2765円 (12,765円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	7 0 5年国債	200,000,000	201,514,000	
	7 3 5年国債	100,000,000	101,610,000	
	7 5 5年国債	90,000,000	91,424,700	
	7 9 5年国債	100,000,000	101,071,000	
	8 1 5年国債	100,000,000	101,402,000	
	8 4 5年国債	140,000,000	141,815,800	

	8 5 5年国債	120,000,000	121,674,000	
	8 7 5年国債	100,000,000	100,884,000	
国債証券 合計		950,000,000	961,395,500	
合計		950,000,000	961,395,500	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「財形株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,293,876	25,788,933
株式	689,664,920	656,855,240
派生商品評価勘定	1,083,956	356,617
未収入金	—	1,404,001
未収配当金	626,650	705,150
差入委託証拠金	630,000	585,000
流動資産合計	720,299,402	685,694,941
資産合計	720,299,402	685,694,941
負債の部		
流動負債		
前受金	975,000	351,000
未払金	1,480,300	4,108,308
流動負債合計	2,455,300	4,459,308
負債合計	2,455,300	4,459,308
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	995,899,988	1,108,434,242
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△278,055,886	△427,198,609
元本等合計	717,844,102	681,235,633
純資産合計	717,844,102	681,235,633
負債純資産合計	720,299,402	685,694,941

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左
----------------	--	-------------

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	965,343,847円	995,899,988円
同期中における追加設定元本額	107,405,336円	170,437,917円
同期中における一部解約元本額	76,849,195円	57,903,663円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
財形株投（一般財形50）	603,547,654円	657,457,836円
財形株投（一般財形30）	194,365,928円	227,229,867円
財形株投（年金・住宅財形30）	197,986,406円	223,746,539円
計	995,899,988円	1,108,434,242円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	995,899,988口	1,108,434,242口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は278,055,886円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は427,198,609円であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(追加情報)

自 平成22年2月2日 至 平成23年2月1日	自 平成23年2月2日 至 平成24年2月1日
本報告書における開示対象ファンドの当計算期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
--	-------------	-------------

種 類	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	13,814,265	△109,240,170
合計	13,814,265	△109,240,170

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年2月2日から平成23年2月1日まで、及び平成23年2月2日から平成24年2月1日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種 類	平成23年2月1日 現在				平成24年2月1日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	26,295,000	—	27,390,000	1,095,000	22,344,000	—	22,710,000	366,000
合計	26,295,000	—	27,390,000	1,095,000	22,344,000	—	22,710,000	366,000

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成23年2月1日現在	平成24年2月1日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7208円 (7,208円)	0.6146円 (6,146円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
日本水産	1,300	271	352,300	
マルハニチロホールディングス	3,000	144	432,000	
ホクト	300	1,684	505,200	
国際石油開発帝石	8	518,000	4,144,000	
石油資源開発	100	3,385	338,500	
コムシスホールディングス	400	861	344,400	
大成建設	4,000	214	856,000	
大 林 組	2,000	368	736,000	
清水建設	2,000	346	692,000	
長谷工コーポレーション	6,500	55	357,500	

鹿島建設	4,000	258	1,032,000
不動テトラ	1,600	170	272,000
戸田建設	2,000	306	612,000
大東建託	300	7,220	2,166,000
五洋建設	2,000	278	556,000
住友林業	900	693	623,700
日本基礎技術	1,000	346	346,000
大和ハウス	2,000	971	1,942,000
積水ハウス	2,000	718	1,436,000
ユアテック	1,000	434	434,000
きんでん	1,000	635	635,000
住友電設	700	534	373,800
九電工	1,000	487	487,000
日 揮	1,000	2,114	2,114,000
日清製粉G本社	500	940	470,000
アコーディア・ゴルフ	5	59,500	297,500
パソナグループ	4	71,500	286,000
山崎製パン	1,000	1,017	1,017,000
ヤクルト	400	2,323	929,200
明治ホールディングス	200	3,335	667,000
雪印メグミルク	300	1,492	447,600
日本ハム	1,000	983	983,000
米 久	500	763	381,500
N E Cフィールドディング	300	979	293,700
総合警備保障	400	857	342,800
日本駐車場開発	54	3,535	190,890
カカクコム	100	2,565	256,500
エムスリー	1	336,500	336,500
ディー・エヌ・エー	300	2,050	615,000
博報堂DYHLDGS	110	4,710	518,100
サッポロホールディングス	1,000	296	296,000
アサヒグループホールディン	1,200	1,688	2,025,600
麒麟HD	3,000	913	2,739,000
宝ホールディングス	1,000	498	498,000
コカ・コーラウエスト	400	1,308	523,200
伊 藤 園	400	1,299	519,600
不二製油	300	1,073	321,900
ローソン	200	4,635	927,000
カワチ薬品	200	1,630	326,000
エービーシー・マート	100	2,755	275,500
ポイント	60	3,120	187,200
エディオン	500	620	310,000
サーラコーポレーション	1,000	496	496,000
双日	5,200	132	686,400
アルフレッサホールディングス	200	3,320	664,000
キッコーマン	1,000	889	889,000
味の素	2,000	920	1,840,000
キューピー	500	1,134	567,000
ハウス食品	400	1,427	570,800
カ ゴ メ	400	1,535	614,000
ニチレイ	1,000	374	374,000
日清食品HD	200	2,928	585,600
永 谷 園	1,000	880	880,000
日本たばこ産業	15	373,000	5,595,000
DCMホールディングス	600	603	361,800

J. フロント リテイリング	2,000	370	740,000
マツモトキヨシHLDGS	300	1,588	476,400
ココカラファイン	200	2,033	406,600
三越伊勢丹HD	1,300	852	1,107,600
東洋紡績	4,000	111	444,000
ユニチカ	4,000	45	180,000
日清紡ホールディングス	1,000	768	768,000
日東紡績	1,000	261	261,000
トヨタ紡織	300	846	253,800
野村不動産HLDGS	300	1,236	370,800
JFE商事HLDGS	1,000	335	335,000
サークルKサンクス	300	1,327	398,100
セブン&アイ・HLDGS	2,500	2,158	5,395,000
帝 人	3,000	247	741,000
東 レ	5,000	577	2,885,000
ク ラ レ	1,000	1,119	1,119,000
旭 化 成	4,000	487	1,948,000
三協・立山HLDGS	3,000	147	441,000
SUMCO	500	675	337,500
ワコールホールディングス	1,000	978	978,000
ITホールディングス	500	950	475,000
グリー	300	2,286	685,800
コーエーテクモHD	400	619	247,600
ネクソン	200	1,140	228,000
インターネットイニシアティブ	1	262,100	262,100
王子製紙	3,000	393	1,179,000
三菱製紙	3,000	81	243,000
大王製紙	1,000	512	512,000
日本製紙G本社	300	1,627	488,100
レンゴー	1,000	542	542,000
昭和電工	4,000	166	664,000
住友化学	5,000	311	1,555,000
住友精化	1,000	348	348,000
日産化学	700	742	519,400
日本曹達	1,000	374	374,000
東ソー	2,000	214	428,000
トクヤマ	1,000	266	266,000
セントラル硝子	1,000	366	366,000
東亜合成	1,000	322	322,000
電気化学	2,000	302	604,000
イビデン	400	1,612	644,800
信越化学	1,100	4,010	4,411,000
エア・ウォーター	1,000	1,001	1,001,000
大陽日酸	1,000	528	528,000
日本触媒	1,000	889	889,000
カネカ	1,000	430	430,000
協和発酵キリン	1,000	948	948,000
三菱瓦斯化学	1,000	431	431,000
三井化学	3,000	243	729,000
JSR	500	1,595	797,500
東京応化工業	200	1,699	339,800
三菱ケミカルHLDGS	4,000	429	1,716,000
ダイセル	1,000	490	490,000
住友ベークライト	1,000	447	447,000
積水化学	1,000	660	660,000

日本ゼオン	1,000	678	678,000
アイカ工業	600	1,125	675,000
宇部興産	3,000	222	666,000
積水樹脂	1,000	782	782,000
日立化成	300	1,358	407,400
積水化成品	1,000	287	287,000
日本化薬	1,000	735	735,000
野村総合研究所	300	1,789	536,700
ケネディクス	16	10,430	166,880
電通	600	2,523	1,513,800
A D E K A	600	759	455,400
ミヨシ油脂	4,000	113	452,000
花 王	1,600	1,976	3,161,600
武田薬品	2,400	3,295	7,908,000
アステラス製薬	1,300	3,145	4,088,500
大日本住友製薬	600	872	523,200
塩野義製薬	1,100	1,023	1,125,300
田辺三菱製薬	600	1,065	639,000
中外製薬	700	1,214	849,800
エーザイ	700	3,155	2,208,500
小野薬品	300	4,345	1,303,500
久光製薬	200	3,390	678,000
参天製薬	300	3,155	946,500
ツムラ	300	2,287	686,100
日医工	200	1,798	359,600
テ ル モ	500	3,540	1,770,000
みらかホールディングス	200	2,861	572,200
キッセイ薬品工業	200	1,588	317,600
生化学工業	500	869	434,500
第一三共	2,200	1,414	3,110,800
大塚ホールディングス	1,400	2,174	3,043,600
大正製薬HD	200	6,720	1,344,000
大日本塗料	3,000	97	291,000
日本ペイント	1,000	562	562,000
関西ペイント	1,000	717	717,000
D I C	3,000	140	420,000
東洋インキS Cホールディン	1,000	303	303,000
オリエンタルランド	200	8,090	1,618,000
ダスキン	300	1,518	455,400
パーク24	500	998	499,000
フジ・メディア・HD	6	118,900	713,400
ラウンドワン	600	479	287,400
リゾートトラスト	300	1,221	366,300
オービック	30	14,990	449,700
ヤフー	48	23,760	1,140,480
トレンドマイクロ	300	2,424	727,200
日本オラクル	200	2,696	539,200
ユー・エス・エス	100	7,470	747,000
伊藤忠テクノソリューション	100	3,545	354,500
東京個別指導学院	1,900	184	349,600
大塚商会	100	5,580	558,000
富士フイルムHLDGS	1,400	1,782	2,494,800
コニカミノルタHLDGS	1,500	583	874,500
資 生 堂	1,100	1,359	1,494,900
ライオン	1,000	462	462,000

ファンケル	400	1,029	411,600
コーセー	200	1,843	368,600
ドクターシーラボ	1	380,500	380,500
小林製薬	200	3,870	774,000
昭和シェル石油	600	525	315,000
コスモ石油	2,000	222	444,000
東燃ゼネラル石油	1,000	743	743,000
AOCホールディングス	500	536	268,000
出光興産	100	8,420	842,000
JXホールディングス	7,100	459	3,258,900
横浜ゴム	1,000	463	463,000
東洋ゴム	1,000	192	192,000
ブリヂストン	2,000	1,761	3,522,000
住友ゴム	500	931	465,500
オカモト	1,000	296	296,000
三ツ星ベルト	1,000	408	408,000
バンドー化学	1,000	295	295,000
旭硝子	3,000	620	1,860,000
日本板硝子	3,000	152	456,000
日本電気硝子	1,000	668	668,000
住友大阪セメント	2,000	235	470,000
太平洋セメント	4,000	165	660,000
東海カーボン	1,000	417	417,000
TOTO	1,000	595	595,000
日本碍子	1,000	989	989,000
日本特殊陶業	1,000	984	984,000
新日本製鐵	17,000	188	3,196,000
住友金属工業	12,000	137	1,644,000
神戸製鋼所	10,000	123	1,230,000
日新製鋼	3,000	119	357,000
JFEホールディングス	1,600	1,335	2,136,000
東京製鐵	300	569	170,700
大和工業	200	2,359	471,800
大阪製鐵	200	1,425	285,000
丸一鋼管	200	1,834	366,800
大同特殊鋼	1,000	496	496,000
大太平洋金属	1,000	429	429,000
日本製鋼所	1,000	605	605,000
日本軽金属	3,000	101	303,000
三井金属	2,000	212	424,000
東邦亜鉛	1,000	313	313,000
三菱マテリアル	4,000	240	960,000
住友鋁山	2,000	1,098	2,196,000
DOWAホールディングス	1,000	507	507,000
古河機金	3,000	72	216,000
大阪チタニウム	100	3,440	344,000
東邦チタニウム	200	1,326	265,200
古河電工	2,000	201	402,000
住友電工	2,400	921	2,210,400
フジクラ	1,000	238	238,000
日立電線	1,000	179	179,000
アサヒHD	200	1,607	321,400
東洋製罐	500	1,110	555,000
三和ホールディングス	2,000	247	494,000
住生活グループ	800	1,535	1,228,000

リンナイ	100	5,360	536,000
ユニプレス	100	2,427	242,700
日本発条	1,000	744	744,000
三浦工業	200	2,201	440,200
オークマ	1,000	574	574,000
ア マ ダ	1,000	518	518,000
オーエスジー	500	1,169	584,500
旭ダイヤモンド	200	983	196,600
森精機製作所	400	749	299,600
ディスコ	100	4,130	413,000
豊田自動織機	500	2,238	1,119,000
島精機製作所	200	1,409	281,800
やまびこ	300	965	289,500
ナブテスコ	300	1,620	486,000
SMC	200	13,310	2,662,000
小松製作所	3,100	2,127	6,593,700
住友重機械	2,000	440	880,000
日立建機	300	1,508	452,400
クボタ	3,000	678	2,034,000
アイチ コーポレーション	900	345	310,500
小森コーポレーション	400	496	198,400
荏原製作所	1,000	303	303,000
千代田化工建	1,000	925	925,000
ダイキン工業	800	2,200	1,760,000
栗田工業	400	2,104	841,600
ダイフク	500	427	213,500
フジテック	1,000	500	500,000
平和	300	1,362	408,600
SANKYO	200	3,760	752,000
ア マ ノ	500	693	346,500
サンデン	1,000	254	254,000
ブラザー工業	900	1,034	930,600
グローリー	300	1,672	501,600
セガサミーホールディングス	700	1,605	1,123,500
ホシザキ電機	300	1,778	533,400
日本精工	2,000	573	1,146,000
N T N	2,000	324	648,000
ジェイテクト	800	840	672,000
不二越	1,000	398	398,000
ミネベア	1,000	336	336,000
T H K	400	1,628	651,200
日立	14,000	407	5,698,000
東 芝	13,000	319	4,147,000
三菱電機	6,000	682	4,092,000
富士電機	3,000	200	600,000
安川電機	1,000	673	673,000
明 電 舎	1,000	274	274,000
日立工機	400	613	245,200
マキタ	400	2,855	1,142,000
東芝テック	1,000	291	291,000
マブチモーター	100	3,295	329,500
日本電産	300	7,180	2,154,000
オムロン	700	1,509	1,056,300
日東工業	400	951	380,400
エルピーダメモリ	1,000	324	324,000

ジーエス・ユアサ コーポ	1,000	456	456,000
日本電気	9,000	152	1,368,000
富士通	6,000	399	2,394,000
沖電気	5,000	73	365,000
サンケン電気	1,000	267	267,000
セイコーエプソン	400	973	389,200
ワコム	4	128,200	512,800
アルバック	200	1,058	211,600
パナソニック	7,100	617	4,380,700
シャープ	3,000	628	1,884,000
ソニー	3,900	1,364	5,319,600
T D K	300	3,585	1,075,500
ミツミ電機	500	624	312,000
アルプス電気	600	598	358,800
パイオニア	1,100	363	399,300
ホシデン	400	550	220,000
ヒロセ電機	100	7,280	728,000
アルパイン	200	969	193,800
横河電機	800	766	612,800
山武	200	1,681	336,200
日本光電工業	200	1,842	368,400
堀場製作所	200	2,438	487,600
アドバンテスト	500	856	428,000
キーエンス	100	18,710	1,871,000
シスメックス	200	2,516	503,200
デンソー	1,500	2,312	3,468,000
スタンレー電気	400	1,195	478,000
ウシオ電機	400	1,138	455,200
カシオ	600	437	262,200
ファナック	700	12,670	8,869,000
ローム	300	3,770	1,131,000
浜松ホトニクス	300	2,736	820,800
新光電気工業	300	615	184,500
京セラ	500	6,540	3,270,000
太陽誘電	400	699	279,600
村田製作所	700	4,375	3,062,500
双葉電子工業	200	1,252	250,400
日東電工	500	2,771	1,385,500
東海理化電機	300	1,303	390,900
ニチコン	400	768	307,200
日本ケミコン	1,000	266	266,000
三井造船	3,000	135	405,000
日立造船	4,000	110	440,000
三菱重工業	10,000	350	3,500,000
川崎重工業	5,000	221	1,105,000
I H I	5,000	204	1,020,000
日産自動車	7,800	728	5,678,400
いすゞ自動車	4,000	389	1,556,000
トヨタ自動車	8,100	2,855	23,125,500
日野自動車	1,000	504	504,000
三菱自動車工業	13,000	94	1,222,000
日産車体	1,000	796	796,000
日信工業	300	1,212	363,600
曙ブレーキ	600	398	238,800
N O K	400	1,460	584,000

カヤバ工業	1,000	410	410,000
ケーヒン	200	1,525	305,000
アイシン精機	500	2,453	1,226,500
マ ツ ダ	5,000	128	640,000
ダイハツ	1,000	1,452	1,452,000
本田技研	5,300	2,674	14,172,200
スズキ	1,200	1,755	2,106,000
富士重工業	2,000	523	1,046,000
ヤマハ発動機	1,000	991	991,000
エクセディ	200	2,371	474,200
豊田合成	200	1,254	250,800
エフ・シー・シー	200	1,699	339,800
シマノ	200	3,820	764,000
タカタ	200	1,767	353,400
テイ・エス テック	200	1,386	277,200
良品計画	100	3,835	383,500
三城ホールディングス	400	619	247,600
メディバルHD	700	874	611,800
ネットワンシステムズ	2	198,700	397,400
ドン・キホーテ	100	2,820	282,000
西松屋チェーン	300	618	185,400
ゼンショーホールディングス	500	1,036	518,000
エクセル	100	783	78,300
ガリバーインターナショナル	70	3,040	212,800
島津製作所	1,000	671	671,000
スター精密	300	745	223,500
東京精密	200	1,535	307,000
ニコン	1,100	1,866	2,052,600
トプコン	400	422	168,800
オリンパス	800	1,267	1,013,600
大日本スクリーン	1,000	641	641,000
HOYA	1,500	1,645	2,467,500
キヤノン	3,900	3,270	12,753,000
リ コ ー	2,000	600	1,200,000
シチズンホールディングス	900	468	421,200
バンダイナムコHLDGS	700	1,074	751,800
パイロットコーポレーション	2	153,200	306,400
トッパン・フォームズ	500	609	304,500
フジシールインターナショナル	200	1,401	280,200
廣済堂	1,000	217	217,000
大建工業	1,000	248	248,000
凸版印刷	2,000	602	1,204,000
大日本印刷	2,000	813	1,626,000
日本写真印刷	200	1,007	201,400
アシックス	1,000	860	860,000
ローランド	300	723	216,900
ヤマハ	600	716	429,600
リンテック	200	1,485	297,000
任 天 堂	400	10,230	4,092,000
タカラスタンダード	1,000	615	615,000
コ ク ヨ	800	541	432,800
ニ フ コ	200	2,038	407,600
伊 藤 忠	4,900	828	4,057,200
丸 紅	5,000	530	2,650,000
長瀬産業	400	905	362,000

豊田通商	800	1,457	1,165,600
兼 松	3,000	83	249,000
美 津 濃	1,000	413	413,000
ファミリーマート	200	3,095	619,000
三井物産	5,200	1,298	6,749,600
東京エレクトロン	500	4,375	2,187,500
日立ハイテクノロジーズ	200	1,689	337,800
山 善	800	593	474,400
住友商事	3,500	1,099	3,846,500
日本ユニシス	400	514	205,600
三菱商事	4,700	1,722	8,093,400
キャノンマーケティングJPN	300	948	284,400
阪和興業	1,000	362	362,000
ニプロ	400	682	272,800
岩谷産業	2,000	265	530,000
三愛石油	1,000	361	361,000
ユニ・チャーム	300	4,090	1,227,000
東邦ホールディングス	500	1,270	635,000
伊藤忠エネクス	500	445	222,500
サンリオ	300	3,620	1,086,000
リョーサン	300	1,674	502,200
日本瓦斯	300	1,239	371,700
島 忠	200	1,802	360,400
リンガーハット	300	1,078	323,400
コメリ	200	2,372	474,400
青山商事	300	1,355	406,500
しまむら	100	7,970	797,000
高 島 屋	1,000	592	592,000
松 屋	500	461	230,500
エイチ・ツー・オーリテイリング	1,000	610	610,000
ニッセンHD	600	347	208,200
パ ル コ	400	612	244,800
丸井グループ	900	605	544,500
クレディセゾン	600	1,576	945,600
イオン	2,000	1,006	2,012,000
ユ ニ ー	700	711	497,700
イ ズ ミ	300	1,364	409,200
ケーズホールディングス	200	2,708	541,600
新生銀行	8,000	84	672,000
あおぞら銀行	3,000	215	645,000
三菱UFJフィナンシャルG	46,300	359	16,621,700
りそなホールディングス	5,200	339	1,762,800
三井住友トラストHD	13,000	246	3,198,000
三井住友フィナンシャルG	4,600	2,453	11,283,800
第四銀行	2,000	257	514,000
西日本シティ銀行	4,000	225	900,000
札幌北洋ホール	1,400	279	390,600
千葉銀行	2,000	473	946,000
横浜銀行	4,000	355	1,420,000
常陽銀行	2,000	338	676,000
群馬銀行	2,000	420	840,000
武蔵野銀行	200	2,598	519,600
千葉興業銀行	500	411	205,500
東京都民銀行	300	986	295,800
七十七銀行	1,000	350	350,000

ふくおかフィナンシャルG	3,000	325	975,000
静岡銀行	2,000	786	1,572,000
十六銀行	1,000	262	262,000
スルガ銀行	1,000	682	682,000
八十二銀行	1,000	443	443,000
山梨中央銀行	1,000	347	347,000
滋賀銀行	1,000	520	520,000
百五銀行	1,000	325	325,000
京都銀行	1,000	655	655,000
ほくほくフィナンシャルG	5,000	155	775,000
広島銀行	2,000	359	718,000
中国銀行	1,000	1,045	1,045,000
伊予銀行	1,000	740	740,000
百十四銀行	1,000	365	365,000
琉球銀行	600	977	586,200
みずほフィナンシャルG	80,400	116	9,326,400
紀陽ホールディングス	5,000	122	610,000
山口フィナンシャルG	1,000	744	744,000
東京センチュリーリース	300	1,579	473,700
S B I ホールディングス	84	5,970	501,480
日本証券金融	500	396	198,000
イオン クレジットサービス	400	1,179	471,600
ア コ ム	170	1,397	237,490
ジャックス	1,000	248	248,000
日立キャピタル	300	1,138	341,400
オリックス	310	7,440	2,306,400
三菱UFJリース	170	3,290	559,300
トモニホールディングス	1,700	347	589,900
大和証券G本社	5,000	269	1,345,000
野村ホールディングス	13,300	280	3,724,000
岡三証券グループ	1,000	253	253,000
丸三証券	700	268	187,600
東洋証券	3,000	112	336,000
東海東京HD	1,000	234	234,000
光世証券	5,000	63	315,000
松井証券	700	406	284,200
NK S Jホールディングス	1,300	1,690	2,197,000
カブドットコム証券	900	246	221,400
池田泉州HD	3,800	115	437,000
MS & A D	1,800	1,581	2,845,800
SONY FH	700	1,270	889,000
第一生命	34	82,500	2,805,000
東京海上HD	2,300	1,941	4,464,300
T & Dホールディングス	2,300	789	1,814,700
三井不動産	3,000	1,268	3,804,000
三菱地所	4,000	1,249	4,996,000
平和不動産	1,500	176	264,000
東京建物	1,000	281	281,000
ダイビル	400	520	208,000
東急不動産	1,000	329	329,000
住友不動産	1,000	1,483	1,483,000
レオパレス21	1,300	174	226,200
住友不動産販売	80	3,185	254,800
ゴールドクレスト	130	1,354	176,020
東栄住宅	300	796	238,800

アーネストワン	400	848	339,200
イオンモール	300	1,710	513,000
エヌ・ティ・ティ都市開発	6	56,100	336,600
東武鉄道	4,000	397	1,588,000
相鉄ホールディングス	1,000	247	247,000
東京急行	4,000	377	1,508,000
京浜急行	2,000	702	1,404,000
小田急電鉄	2,000	758	1,516,000
京王電鉄	2,000	563	1,126,000
京成電鉄	1,000	580	580,000
富士急行	1,000	462	462,000
東日本旅客鉄道	1,000	4,830	4,830,000
西日本旅客鉄道	500	3,220	1,610,000
東海旅客鉄道	5	647,000	3,235,000
近畿日本鉄道	5,000	307	1,535,000
阪急阪神HLDGS	4,000	343	1,372,000
南海電鉄	2,000	348	696,000
京阪電鉄	1,000	381	381,000
名古屋鉄道	2,000	217	434,000
日本通運	3,000	304	912,000
ヤマトホールディングス	1,200	1,252	1,502,400
山 九	1,000	302	302,000
日本梱包運輸	300	801	240,300
セイノーホールディングス	1,000	590	590,000
神奈川中央交通	1,000	426	426,000
日本郵船	6,000	204	1,224,000
商船三井	3,000	305	915,000
川崎汽船	2,000	152	304,000
飯野海運	800	374	299,200
全日本空輸	8,000	237	1,896,000
三菱倉庫	1,000	874	874,000
渋沢倉庫	1,000	242	242,000
上 組	1,000	683	683,000
東京放送HD	400	1,024	409,600
日本テレビ放送網	60	11,890	713,400
テレビ朝日	3	135,600	406,800
スカパーJ S A T H D	8	40,150	321,200
イー・アクセス	10	18,130	181,300
日本電信電話	2,900	3,830	11,107,000
K D D I	10	484,500	4,845,000
光通信	200	2,000	400,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	50	135,300	6,765,000
中部電力	2,000	1,389	2,778,000
関西電力	2,600	1,211	3,148,600
中国電力	900	1,361	1,224,900
北陸電力	700	1,416	991,200
東北電力	1,700	700	1,190,000
四国電力	600	2,180	1,308,000
九州電力	1,400	1,069	1,496,600
北海道電力	700	1,074	751,800
沖縄電力	100	3,190	319,000
電源開発	400	1,978	791,200
東京瓦斯	6,000	352	2,112,000
大阪瓦斯	5,000	305	1,525,000
東邦瓦斯	2,000	487	974,000

北海道瓦斯	3,000	283	849,000
西部瓦斯	2,000	212	424,000
静岡瓦斯	500	516	258,000
松 竹	1,000	798	798,000
東 宝	500	1,338	669,000
N T Tデータ	4	258,700	1,034,800
スクウェア・エニックス・HD	200	1,541	308,200
カプコン	200	1,707	341,400
日本空港ビルデング	300	1,089	326,700
セコム	600	3,575	2,145,000
メイテック	200	1,522	304,400
アサツー ディ・ケイ	200	2,135	427,000
コナミ	300	2,016	604,800
ベネッセホールディングス	200	3,625	725,000
ニチイ学館	400	927	370,800
ダイセキ	200	1,379	275,800
ヤマダ電機	270	4,900	1,323,000
オートバックスセブン	200	3,580	716,000
ニトリホールディングス	100	7,000	700,000
因幡電機産業	200	2,252	450,400
プレナス	300	1,330	399,000
バ ロ ー	400	1,232	492,800
ミスミグループ本社	300	1,819	545,700
ファーストリテイリング	100	15,220	1,522,000
ソフトバンク	2,900	2,139	6,203,100
スズケン	300	2,260	678,000
サンドラッグ	200	2,272	454,400
合計	964,241		656,855,240

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年2月29日

I 資産総額	497,927,021円
II 負債総額	579,094円
III 純資産総額（I－II）	497,347,927円
IV 発行済数量	585,142,398口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.8500円

（参考）財形公社債マザーファンド

純資産額計算書

平成24年2月29日

I 資産総額	1,040,078,507円
II 負債総額	0円
III 純資産総額（I－II）	1,040,078,507円
IV 発行済数量	814,177,021口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.2775円

（参考）財形株式マザーファンド

純資産額計算書

平成24年2月29日

I 資産総額	716,240,692円
II 負債総額	1,974,000円
III 純資産総額（I－II）	714,266,692円
IV 発行済数量	1,053,792,657口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.6778円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成24年2月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成24年2月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	2	2,274
追加型株式投資信託	397	7,094,896
株式投資信託 合計	399	7,097,170
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,533,945
公社債投資信託 合計	17	2,533,945
総合計	416	9,631,115

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第52期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第53期事業年度に係る中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,783,803	1,820,358
有価証券	26,970,072	18,987,155
前払金	136	579
前払費用	77,248	24,840
未収入金	3,858	6,925
未収委託者報酬	7,030,430	6,933,076
未収収益	90,787	41,963
貯蔵品	30,324	23,337
繰延税金資産	566,334	286,080
その他	256,955	501,484
流動資産計	39,809,953	28,625,803
固定資産		
有形固定資産	※1 1,186,818	※1 967,190
建物（純額）	318,162	332,407

器具備品（純額）	757,333	634,782
建設仮勘定	111,322	—
無形固定資産	1,751,209	2,414,530
ソフトウェア	1,558,342	1,364,617
ソフトウェア仮勘定	179,630	1,037,069
電話加入権	11,850	11,850
商標権	660	396
その他	725	596
投資その他の資産	10,657,920	18,825,476
投資有価証券	10,018,677	12,339,547
関係会社株式	737,012	5,141,069
出資金	178,806	142,215
従業員に対する長期貸付金	104,419	99,889
差入保証金	617,615	609,781
長期前払費用	8,402	7,607
投資不動産（純額）	※1 489,861	※1 490,114
貸倒引当金	※3 △1,496,873	△4,750
固定資産計	13,595,948	22,207,196
資産合計	53,405,901	50,833,000

（単位：千円）

	前事業年度 （平成22年3月31日現在）	当事業年度 （平成23年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	46,289	46,454
未払金	7,304,929	6,501,119
未払収益分配金	31,110	27,599
未払償還金	261,645	119,838
未払手数料	3,847,895	3,725,807
その他未払金	※2 3,164,277	※2 2,627,872
未払費用	2,212,051	2,395,029
未払法人税等	692,446	895,379
未払消費税等	104,897	383,973
賞与引当金	838,400	263,000
その他	168,621	—
流動負債計	11,367,635	10,484,955
固定負債		
退職給付引当金	1,179,482	1,410,635
役員退職慰労引当金	39,300	59,160
繰延税金負債	1,963,856	1,977,913
固定負債計	3,182,638	3,447,708
負債合計	14,550,274	13,932,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		

資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	—
繰越利益剰余金	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計	12,259,401	10,248,473
株主資本合計	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△18,061	△104,040
繰延ヘッジ損益	△55,712	85,902
評価・換算差額等合計	△73,774	△18,137
純資産合計	38,855,627	36,900,336
負債・純資産合計	53,405,901	50,833,000

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,362,142	72,303,483
その他営業収益	432,889	345,390
営業収益計	63,795,032	72,648,873
営業費用		
支払手数料	37,293,022	41,437,322
広告宣伝費	917,652	967,991
公告費	257	1,256
受益証券発行費	131	3
調査費	4,336,342	6,192,360
調査費	771,298	831,159
委託調査費	3,565,043	5,361,200
委託計算費	601,778	718,414
営業雑経費	1,793,369	1,806,147
通信費	284,273	287,454
印刷費	837,408	674,758
協会費	45,168	47,465
諸会費	11,118	10,778
その他営業雑経費	615,400	785,691
営業費用計	44,942,552	51,123,496
一般管理費		
給料	4,847,709	4,192,794
役員報酬	217,200	157,200
給料・手当	3,478,553	3,545,655
賞与	313,555	226,939
賞与引当金繰入額	838,400	263,000
福利厚生費	680,311	619,459
交際費	80,019	68,476
寄付金	—	638
旅費交通費	178,718	266,082
租税公課	166,974	169,305
不動産賃借料	731,728	680,147
退職給付費用	303,972	334,864
役員退職慰労引当金繰入額	37,500	28,500
固定資産減価償却費	941,172	897,352
諸経費	990,534	1,170,318
一般管理費計	8,958,640	8,427,939
営業利益	9,893,838	13,097,437

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	61,884	※1 573,514
有価証券利息	87,447	23,029
受取利息	3,425	2,673
時効成立分配金・償還金	40,507	149,120
投資有価証券売却益	213,196	38,591
有価証券償還益	33,090	—
その他	82,595	45,094
営業外収益計	522,147	832,022
営業外費用		
時効成立後支払分配金・償還金	101,945	98,613
貯蔵品廃棄損	44,214	25,533
投資有価証券売却損	263,840	7,515
為替差損	7,870	—
投資不動産管理費用	—	20,028
その他	68,406	36,603
営業外費用計	486,276	188,294
経常利益	9,929,709	13,741,165
特別利益		
貸倒引当金戻入額	159,959	614,232
特別利益計	159,959	614,232
特別損失		
固定資産除却損	※2 16,233	※2 1,067
ゴルフ会員権評価損	—	21,290
減損損失	※3 76,450	※3 35,468
その他	—	768
特別損失計	92,683	58,595
税引前当期純利益	9,996,985	14,296,802
法人税、住民税及び事業税	4,592,433	4,834,931
法人税等調整額	△516,225	256,140
法人税等合計	4,076,208	5,091,072
当期純利益	5,920,777	9,205,730

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△2,800,000
当期変動額合計	—	△2,800,000
当期末残高	2,800,000	—
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,659,553	9,085,103
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	2,800,000
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	789,072
当期末残高	9,085,103	9,874,176
利益剰余金合計		
前期末残高	12,833,851	12,259,401
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657

当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	△2,010,927
当期末残高	12,259,401	10,248,473

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本合計		
前期末残高	39,503,851	38,929,401
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
当期変動額合計	△574,450	△2,010,927
当期末残高	38,929,401	36,918,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△618,549	△18,061
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	600,487	△85,978
当期変動額合計	600,487	△85,978
当期末残高	△18,061	△104,040
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	—	△55,712
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△55,712	141,615
当期変動額合計	△55,712	141,615
当期末残高	△55,712	85,902
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△618,549	△73,774
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	544,775	55,636
当期末残高	△73,774	△18,137
純資産合計		
前期末残高	38,885,301	38,855,627
当期変動額		
剰余金の配当	△6,495,227	△11,216,657
当期純利益	5,920,777	9,205,730
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	544,775	55,636
当期変動額合計	△29,674	△1,955,290
当期末残高	38,855,627	36,900,336

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 6～47年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産 （リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェア については、社内における利用可 能期間（5年）に基づいておりま す。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産及び投資不動産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績 率法により、貸倒懸念債権及び破 産更生債権等については財務内容 評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与 の支給に備えるため、支給見込額 を計上しております。	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率法 により、貸倒懸念債権及び破産更 生債権等については財務内容評価 法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備 えるため、支給見込額を計上して おります。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左
5. ヘッジ会計の方法	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
---	---

-----	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
-------	--

表示方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
-----	（損益計算書） 1. 「有価証券償還益」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外収益に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度の、営業外収益の「その他」に含まれている「有価証券償還益」の金額は、3,185千円であります。 2. 「投資不動産管理費用」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、営業外費用の「投資不動産管理費用」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の営業外費用の「その他」に含まれている「投資不動産管理費用」の金額は、17,078千円であります。 3. 「為替差損」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用に区分掲記しておりましたが、重要性が低いため「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の、営業外費用の「その他」に含まれている「為替差損」の金額は、8,906千円であります。

追加情報

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
（投資有価証券売却損益の計上区分の変更） 従来、投資有価証券売却損益は、特別利益又は特別損失の区分において処理しておりましたが、投資有価証券の保有方針等を勘案し、今後、経常的に発生すると見込まれるものについては、実態をより適切に表示するため、当事業年度より営業外収益又は営業外費用の区分において処理しております。 この結果、従来の方法と同一の方法による場合と比べ、経常利益は50,644千円少なく計上されておりますが、税引前当期純利益に与える影響はありません。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年 3月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3月31日現在)
※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 815,365千円 器具備品 1,938,369千円 投資建物 688,305千円 投資器具備品 27,339千円 ※ 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 3,002,391千円 ※ 3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務598,500千円に対して保証を行っております。	※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 854,118千円 器具備品 2,129,756千円 投資建物 700,991千円 投資器具備品 28,141千円 ※ 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 2,591,913千円 ----- 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
----- ※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,439千円 ソフトウェア 14,793千円	※ 1 関係会社項目 関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 受取配当金 460,584千円 ※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 1,067千円

※ 3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,450千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物7,750千円及び土地68,700千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

※ 3 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグルーピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,216百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,300円
- ④ 基準日 平成22年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成22年6月28日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 9,182百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 3,520円
- ④ 基準日 平成23年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成23年6月27日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。 (2)未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。 (3)支払リース料及び減価償却費相当額	-----

支払リース料	985千円
減価償却費相当額	985千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式、債券であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。債券は外貨建資産担保債券を保有しており、発行体の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建資産担保債券について為替予約を利用してヘッジしております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保

有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（〈注2〉参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,783,803	4,783,803	—
(2) 未収委託者報酬	7,030,430	7,030,430	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	34,012,542	34,012,542	—
資産計	45,826,776	45,826,776	—
(1) 未払手数料	3,847,895	3,847,895	—
(2) その他未払金	3,164,277	3,164,277	—
(3) 未払費用（*1）	1,696,832	1,696,832	—
負債計	8,709,004	8,709,004	—
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,985)	(7,985)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(159,516)	(159,516)	—
デリバティブ取引計	(167,501)	(167,501)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

〈注1〉金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金・預金、及び（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債**（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用**

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	
外貨建資産担保債券（*1）	311,905
非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	737,012
(3) 長期差入保証金	617,615

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（*1）外貨建資産担保債券に対する貸倒引当金を控除しております。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	4,783,803	-	-	-
未収委託者報酬	7,030,430	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの	-	746,330	1,547,596	-
合計	11,814,233	746,330	1,547,596	-

外貨建資産担保債券311,905千円は清算事象が生じており、償還予定額を見込めないため上記表には含めておりません。

（追加情報）

当事業年度より、平成20年3月31日公表の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（iii）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	—
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	30,154,565	30,154,565	—
資産計	38,908,001	38,908,001	—
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	—
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	—
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	—
負債計	8,305,391	8,305,391	—
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

＜注1＞金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	1,172,137
(2) 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069
(3) 長期差入保証金	609,781

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年３月31日現在）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 737,012千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1)株式	76,077	55,101	20,975
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	4,728,727	4,379,317	349,410
小計	4,804,805	4,434,419	370,385
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	29,207,737	29,608,576	△400,839
小計	29,207,737	29,608,576	△400,839
合計	34,012,542	34,042,996	△30,453

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）、外貨建資産担保債券（貸借対照表計上額（貸倒引当金控除前） 1,804,069千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	13,871,201	213,196	263,840
合計	13,871,201	213,196	263,840

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1)株式	54,283	55,101	△818
(2)その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	△612,906
小計	25,332,266	25,945,990	△613,724

合計	30,154,565	30,329,983	△175,417
----	------------	------------	----------

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	280,388	—	△7,985	△7,985
合計		280,388	—	△7,985	△7,985

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,303,784	—	△159,516	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,303,784	—	△159,516	

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

(単位：千円)

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	—	183,430	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			2,435,030	—	183,430	

(退職給付関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠 出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,179,482千円 退職給付引当金 1,179,482千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 175,249千円 その他 128,723千円 退職給付費用 303,972千円 なお、「その他」の128,723千円は、確定 拠出年金への掛金支払額であります。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,410,635千円 退職給付引当金 1,410,635千円 3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 191,300千円 その他 143,564千円 退職給付費用 334,864千円 なお、「その他」の143,564千円は、確定 拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 915,392 貸倒引当金 609,077 退職給付引当金 479,931 賞与引当金 302,163 株式譲渡損繰延 287,965 投資有価証券評価損 225,062 外貨建有価証券換算差額 176,654 未払事業税 163,956 出資金評価損 126,163 その他有価証券評価差額金 65,652 未払社会保険料 44,836	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 928,499 退職給付引当金 573,987 連結法人間取引（譲渡損） 294,850 投資有価証券評価損 216,468 未払事業税 212,062 出資金評価損 128,238 その他有価証券評価差額金 125,395 賞与引当金 107,014 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 24,072 未払社会保険料 11,722

繰延ヘッジ損益	38,221	その他	28,763
器具備品	38,093	繰延税金資産小計	2,689,169
役員退職慰労引当金	15,991	評価性引当額	△ 1,547,609
その他	27,316	繰延税金資産合計	1,141,560
繰延税金資産小計	3,516,480	繰延税金負債	
評価性引当額	△ 2,139,543	連結法人間取引（譲渡益）	△ 2,772,301
繰延税金資産合計	1,376,937	繰延ヘッジ損益	△ 58,934
繰延税金負債		その他	△ 2,156
株式譲渡益繰延	△ 2,772,301	繰延税金負債合計	△ 2,833,392
その他	△ 2,156	繰延税金負債の純額	△ 1,691,832
繰延税金負債合計	△ 2,774,458		
繰延税金負債の純額	△ 1,397,521		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率（調整）	40.69%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.25
		住民税均等割	0.02
		評価性引当額	△ 4.14
		その他	0.07
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接 100.0	経営管理	債務保証	598,500	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	22,043,473	未払手数料	2,870,857
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	676,687	未払手数料	64,597
							為替予約	3,946,508	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、証券投資信託の代行手数料の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として、代行手数料を支払っております。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

3. 大和証券エスエムビーシー(株)は、平成22年1月1日付で、大和証券キャピタル・マーケット(株)に商号変更しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	—	—
子会社	Daiwa Asset Management (India)Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有)直接91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(2) インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management(India)Private Limited社の行った増資を1株につき72円86銭で引き受けております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券 キャピタル・ マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	—	—
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1株当たり純資産額 14,895.63円 1株当たり当期純利益 2,269.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円 同左

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
当期純利益（千円）	5,920,777	9,205,730
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

（追加情報）

前事業年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

当社及び株式会社大和証券グループ本社（以下、総称して「大和証券グループ」）は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited（以下、「SAMI」）及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited（以下、「STC」）の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited（以下、「DAMI」）及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited（以下、「DTC」）として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年 1 月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

（単位：千円）

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額（注） 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

（注）取得付随費用を算入した後の金額になります。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		5,608,473
有価証券		9,013,133
未収委託者報酬		6,773,690
貯蔵品		12,758
繰延税金資産		197,087
その他		472,852
流動資産計		22,077,996
固定資産		
有形固定資産	※ 1	870,049
無形固定資産		
ソフトウェア		2,237,473
その他		321,718
無形固定資産合計		2,559,192
投資その他の資産		
投資有価証券		17,664,932
その他	※ 1	1,296,211
貸倒引当金		△4,750
投資その他の資産合計		18,956,394
固定資産計		22,385,635
資産合計		44,463,632

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		5,629,444
未払費用		2,988,680
未払法人税等		981,739
賞与引当金		277,000
その他	※ 3	306,598
流動負債計		10,183,463
固定負債		
繰延税金負債		1,436,117
退職給付引当金		1,566,148
役員退職慰労引当金		66,370
固定負債計		3,068,636
負債合計		13,252,099

純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,745,092
利益剰余金合計	5,119,390
株主資本合計	31,789,390
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△817,480
繰延ヘッジ損益	239,622
評価・換算差額等合計	△577,857
純資産合計	31,211,532
負債・純資産合計	44,463,632

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	37,977,881
その他営業収益	178,035
営業収益計	38,155,917
営業費用	
支払手数料	21,394,608
その他営業費用	5,556,258
営業費用計	26,950,866
一般管理費	※ 1 4,367,716
営業利益	6,837,334
営業外収益	※ 2 165,615
営業外費用	※ 1, ※ 3 123,075
経常利益	6,879,874
特別損失	4,756
税引前中間純利益	6,875,117
法人税、住民税及び事業税	2,890,995
法人税等調整額	△68,802
中間純利益	4,052,924

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	9,874,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	△5,129,083
当中間期末残高	4,745,092

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
利益剰余金合計	
当期首残高	10,248,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	△5,129,083
当中間期末残高	5,119,390

株主資本合計	
当期首残高	36,918,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
当中間期変動額合計	△5,129,083
当中間期末残高	31,789,390
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△104,040
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△713,440
当中間期変動額合計	△713,440
当中間期末残高	△817,480
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	85,902
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	153,719
当中間期変動額合計	153,719
当中間期末残高	239,622
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△18,137
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△559,720
当中間期変動額合計	△559,720
当中間期末残高	△577,857
純資産合計	
当期首残高	36,900,336
当中間期変動額	
剰余金の配当	△9,182,008
中間純利益	4,052,924
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△559,720
当中間期変動額合計	△5,688,804
当中間期末残高	31,211,532

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
--	--

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法により計上しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				

4. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

追加情報

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
※ 1.	減価償却累計額
	有形固定資産
	3,036,275千円
	投資その他の資産
	727,880千円
2.	債務保証
	子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,240,890千円に対して保証を行っております。
※ 3.	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 減価償却実施額

有形固定資産	131,539千円
無形固定資産	363,595千円
投資その他の資産	7,309千円
※ 2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	46,562千円
投資有価証券売却益	44,885千円
時効成立分配金・償還金	33,386千円
法人税還付加算金	20,450千円
※ 3. 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	67,771千円
為替差損	13,127千円
貯蔵品廃棄損	13,042千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられてい

るためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払金は主に投資信託の販売に係る手数料及び連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は為替予約及び株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。このうち株式先物取引についてはヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「4. ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っており、外貨建投資有価証券の一部について為替予約を利用してヘッジしております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（iii）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、デリバティブ取引は信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注2＞参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
--	----------------	----	----

(1) 現金・預金	5,608,473	5,608,473	—
(2) 未収委託者報酬	6,773,690	6,773,690	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	20,364,859	20,364,859	—
資産計	32,747,023	32,747,023	—
(1) 未払金	5,629,444	5,629,444	—
(2) 未払費用（*1）	2,636,853	2,636,853	—
負債計	8,266,298	8,266,298	—
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,773)	(1,773)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(30,798)	(30,798)	—
デリバティブ取引計	(32,572)	(32,572)	—

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（1）未払金、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,172,137
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	540,246

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握する

ことが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,608,473	-	-	-
未収委託者報酬	6,773,690	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	-	1,496,072	6,195,633	-
合計	12,382,163	1,496,072	6,195,633	-

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	3,556,521	3,405,918	150,602
小計	3,556,521	3,405,918	150,602
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (1)株式 (2)その他 証券投資信託の受益証券	42,785 16,765,553	55,101 18,282,157	△12,316 △1,516,604
小計	16,808,338	18,337,259	△1,528,920
合計	20,364,859	21,743,177	△1,378,317

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、

次のとおりであります。

通貨関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	971,384	—	△1,773	△1,773
合計		971,384	—	△1,773	△1,773

（注）時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価格により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	1,946,277	—	△30,798	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			1,946,277	—	△30,798	

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,965.20円
1株当たり中間純利益金額	1,553.72円
（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益(千円)	4,052,924
普通株式に係る中間純利益(千円)	4,052,924
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】**1 【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

① 名称 みずほ信託銀行株式会社

② 資本金の額 247,303百万円（平成23年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 （平成24年4月 1日現在）	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	（注）

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成23年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成23年4月22日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第17期）・同添付書類
平成23年10月25日	半期報告書（第18期中）、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年3月16日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 茂 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形30）の平成23年2月2日から平成24年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形30）の平成24年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月2日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 淳 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅 津 広 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じた追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月11日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

佐藤 茂 印

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形30）の平成22年2月2日から平成23年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形30）の平成23年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。